

# 入札注意事項

## (測量・建設コンサルタント等業務の郵便入札)

- 1 入札保証金 免除
- 2 契約保証金 免除
- 3 前払金 請負金額が200万円以上の場合は有
- 4 最低制限価格の有無 無
- 5 入札方法 郵便による入札とする。(別紙「郵便入札の方法」を参照のこと。)
- 6 落札者の決定 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- 7 入札の辞退 指名を受けた者は、入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認できる書面を提出しなければならない。なお、入札を辞退してもこれを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。  
また、入札辞退の届出をしないで、定刻までに入札場所に到着しない場合は当該入札を棄権したものとみなす。
- 8 入札回数 1回
- 9 入札の中止 入札参加者が1人の場合は、入札を中止する。
- 10 無効 舞鶴市郵便入札実施要領第7条に定めるもののほか、次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 入札者の記名押印のない入札
  - (3) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
  - (4) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
  - (5) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
  - (6) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者の入札
  - (7) 予定価格が事前公表された入札において、予定価格を超える価格での入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 契約書 落札者は、契約書を作成し、落札決定通知書に記載する契約書の提出期日(以下「契約締結予定日」という。)に契約書を提出しなければならない。
- 12 代理入札の不可 郵便入札においては、入札参加資格登録されている者以外の代理人による入札は認められない。
- 13 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加等除外措置を受けたことにより当該落札を取り消す場合も同様とする。
- 14 落札等の取消 ア 落札者が、指名通知の日から契約締結予定日までの期間に、本市の参加資格停止措置又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは次のいずれかに該当することとなった場合は、当該指名又は落札を取り消すものとする。
  - (1) 会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始
  - (2) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
  - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てイ アの(3)、(4)において会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。
- 15 内訳書 予定価格が事前公表された入札においては、入札時に内訳書を提出すること。

# 郵便入札の方法

(測量・建設コンサルタント等業務の郵便入札)

舞鶴市総務部管財契約課  
TEL0773-66-1045 (直通)

郵便による入札の方法は次のとおりです。  
入札参加者は内容をよく確認の上、入札に参加してください。

## 1 郵便入札の方法

### (1) 入札書

入札書の様式、記載内容及び記載の際の注意事項は、通常の入札と同じです。  
入札日は、指名競争入札通知書に記載する入札日を記入してください。

### (2) 指定封筒

入札案件ごとに封筒(外封筒と内封筒)が必要です。(サイズ…外封筒:長3封筒、内封筒:長4封筒若しくは長3封筒に入る大きさのもの。いずれも色は自由)  
別紙「郵便入札用宛先用紙(様式第1号)」を切り取り、封筒に貼りつけてください。

### (3) 郵送方法

最寄の郵便局の窓口において「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録」のいずれかの方法により、配達日指定郵便でお送りください。(持参は認めません。)また、費用は入札参加者の負担です。

「差出控え」は、開札が終わるまで大切に保管してください。  
ポストからの投函はできませんので注意してください。

(郵便料金(参考) 定型郵便25グラム以内)

一般書留 512 円	簡易書留 392 円	特定記録 242 円
+		
配達日指定 31円 (日曜または休日指定は210円)		

### (4) 宛先

〒625-8555  
舞鶴市字北吸1044番地  
舞鶴市総務部管財契約課

### (5) 提出日(配達指定日)

指名通知書に記載しています。  
入札書は、提出日(配達指定日)必着です。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなしますので、ゆとりをもって手続きしてください。(配達日指定郵便は2日前までに手続きが必要です。)

### (6) 封筒記載事項

指定封筒には宛先のほか、次のことを明記してください。

#### ア 入札件名

(案件名の記載のない封筒は開封しません。入札は辞退扱いとなります。)

#### イ 開札日

#### ウ 入札者の住所、氏名(法人の場合は、会社名・代表者の職、氏名)

(入札者名の記載のない封筒も開封しません。入札は辞退扱いとなります。)

#### エ 「入札書在中」の表示

※入札件名、開札日については指名通知書に記載しています。

(7) **その他の注意事項**

- ① 提出した入札書を引換え、書換え又は撤回することはできません。
- ② 別紙入札注意事項第10の規定のほか、次のいずれかに該当する入札は無効となります。
  - ア 指定された方法以外で送付されたもの
  - イ 配達指定日以外に到達したもの
  - ウ 封筒に指定された事項が記載されていないもの
  - エ 封筒に記載された件名と、同封された入札書の件名が異なるもの
  - オ 同一の入札について複数の入札書を入れたもの
  - カ 入札書に記名・押印のないもの
  - キ 入札金額が訂正されたもの
  - ク 指定した書類が封筒に同封されていないもの
  - ケ 代理人が入札したもの
  - コ その他あらかじめ指定した事項に違反したもの
- ③ 郵便入札においては、入札参加者名の事前公表は行いません。

## 2 開札

(1) **開札日時**

指名通知書に記載しています。

(2) **入札回数**

1回

(3) **立会人**

開札には、入札参加者のうち立ち会いを希望する方は入札参加者1者につき1名立ち会うことができます。

立会人が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち会わせて行います。

立会人は、開札結果の確認、くじ引きの際の手續等を行います。

(4) **くじ引き**

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引きは、くじを引くべき入札者が立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と(3)の立会人が次の手順で行います。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1に「落札」の表示(○印し)をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行う。)
- ③ 立会人のうち②の手續を行った以外の者のうちの1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行う。)
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

## 3 入札結果の連絡及び公表

- (1) 入札結果は、速やかに、落札者に電話で連絡するとともに、参加業者全員にFAXします。
- (2) 入札結果は、市役所情報公開コーナーで閲覧に付す(開札の翌日)とともに、後日結果をホームページに掲載します。(http://www.city.maizuru.kyoto.jp)

(封筒記載例)

